

安全保障理事会決議 1894 (2009)

安全保障理事会は、

決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1325 (2000)、1612 (2005)、1674 (2006)、1738 (2006)、1820 (2008)、1882 (2009)、1888 (2009) および 1889 (2009) ~~なら~~並びに関連する全ての議長声明の、相互に補強し合うやり方で、継続的且つ完全な履行への安保理の公約を再確認し、

全ての国家の政治的独立、主権の平等、領土保全の原則に対する安保理の公約を含む国連憲章第 1 条 (第 1—4 項) に規定されている目的および憲章 2 条 (第 1—7 項) に規定されている原則に対する安保理の公約および全ての国家の主権の尊重を再確認し、

今年が、安全保障理事会によって武力紛争下の文民の保護を議題とし前進的に審議することとなった 10 周年にあたることを留意し、また安全保障理事会および加盟国が、武力紛争下の文民の保護をさらに強化しつづける必要性を確認し、

さらに今年が、1949 年ジュネーブ諸条約の 60 周年にあたり、議定書とともに武力紛争下の文民の保護に関する法的枠組みの基盤となっていることに留意し、

国家が、関連する国際法によって規定されるように自国民、さらに領域内の全ての個人の人権を尊重し確保する保護、尊重の主要な義務を負うことを認識し、

ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から人々を保護する責任に関する第 138 および第 139 項を含む、武力紛争下の文民の保護に関する 2005 年世界サミット成果文書の関連規定を再確認し、

武力紛争状況下の死傷者の大半を文民が占め続けていることに安保理の深い遺憾をくり返し表明し、

武力紛争が、難民および国内避難民を含む女性と子ども、並びに障害者や高齢者を含む明確な脆弱性を有するその他の文民に対して有している、特別な影響を強調し、また影響を受けた全ての一般市民に対する保護と援助の必要性を強調し、

アフリカにおける国内避難民に対する保護および援助に関するアフリカ連合条約 (2009) の採択を留意し、

人道的アクセスに対する制約が苛酷且つ広く行き渡っていること、および人道的な要員ともものに対する攻撃が頻繁且つ重大であり、また人道活動に対するこのような攻撃の重要な意味に深い懸念をもって留意し、

武力紛争下にある、あるいは武力紛争から立ち直りつつある国家が、責任ある保安制度および独立した国内的司法制度を復興あるいは構築する必要があることを認識し、

国際刑事裁判所のローマ規定およびアド・ホックの国際刑事裁判所の規程に、戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドが含まれていることを想起し、これに関連して、相互補完性の原則を強調し、

国際人道法の深刻な違反および重大な人権違反に対する賠償プログラムの重要性を認識し、

武力紛争の状況下での文民する虐待を停止し、予防するための取組を支援する手段として、弱い立場にある市民を教育や訓練を通して強化することの重要性を認識し、

決議 1612 (2005) に沿った結論と勧告を含む、子どもと武力紛争の SRSG および子どもと武力紛争の安全保障理事会作業部会による武力紛争下の子どもの保護についての貴重な貢献を認識し、また、武力紛争の状況下における子どもの保護を強化することを目的とする決議 1882 (2009) を想起し、

特別代表の任命を事務総長に要請したことにより、武力紛争の状況下における女性と子どもに対する暴力の問題に対処し、また武力紛争における性的暴力に関して特に懸念される状況に対し、その専門家チームを迅速に派遣するための適切な措置を取ることとした決議 1888 (2009) における安保理の決定を想起し、

公式および非公式ルートを通して、国際連合人道共同体を代表する国際連合人道問題調整事務所による安全保障理事会理事国に対する説明の慣行を留意し、

文民の効果的保護に対する中核的な挑戦、具体的には国際法の遵守を促進すること、非国家主体武装集団が国際法義務の遵守を促進すること、より効果的で資金が与えられた国際法連合平和維持およびその他の関連ミッションを通しての保護を促進すること、人道的アクセスを促進すること、および暴力に対する責任を促進することを認識した、2009年5月29日の文民の保護に関する事務総長報告書 (S/2009/277) および人道アクセスの制約

についてのその付属資料を留意し、

平和維持活動の特別委員会およびその作業部会の報告書（A/63/19）に含まれた、文民の保護に関する提案、結論および勧告並びに保護に関する職務権限の実施の促進を目的としたその取組を含む、安全保障理事会平和維持活動作業部会が行った大切な活動を歓迎し、

2009年8月5日の安保理議長声明（S/PRST/2009/24）を想起し、国連平和維持を強化する現行の努力を歓迎し、

国際連合平和維持ミッションは、武力紛争の状況下における文民の保護を国際連合が自由裁量で行ういくつかの手段の一つであることを留意し、

1. 武力紛争の当事者は、国際人道法、人権法および難民法の下で彼らに適用される義務を厳格に遵守し、関連する全ての安全保障理事会決議の実施を要求し、またこれに関連して、彼らが文民を尊重し保護するために要求される全ての措置を取り、またその基本的必要性を満たすことを促す。
2. 国際人道法の甚だしい違反として、武力紛争の状況において、文民それ自体やその他の保護されている人々ともものに対して向けられた攻撃並びに無差別または不均衡な攻撃、および特定の地点、地区または軍事作戦から免除された部隊を利用する文民の現地関与の利用に対する強い文言での安保理の非難をくり返し表明し、また全ての当事者がかかる慣行を即時に止めるように要求する。
3. 文民それ自体やその他の保護されるべき人々を故意に目標としたこと、および武力紛争の状況に適用される国際人道法および人権法の組織的で甚だしく且つ広範囲に及ぶ違反を犯すことは、国際平和と安全の脅威を構成し得ることを留意し、また、かかる状況を審議し、また必要な場合には、適当な措置を取る安保理の用意が整っていることを、これに関連して再確認し、
4. 文民が目標とされるか、または文民に対する人道支援が故意に妨害された武力紛争の状況に、国際連合憲章に従い安全保障理事会の裁量による適当な措置の審議を含め、対応する安保理の意志をくり返し表明する。
5. まだそうしていない国に対し、国際人道法、人権法および難民法の関連文書に署名し、批准し、加入することを考慮することを、また、かかる文書の下での義務を実施するための適当な法的、司法的、行政的措置をとるといふ、安保理の求めをくり返し表明する。

6. 全ての国家および武力紛争の当事者が、安全保障理事会の全ての関連決議を完全に実施し、これに関連して、かかる決議のフォローアップおよび実施にあたり、国際連合平和維持ミッションおよび国別現地チームと十分に協力することを要求する。
7. 全ての関係当事者に対し、以下のことを要請する。
 - (a) 国際人道法、人権法および難民法の情報を最も可能な広い範囲に普及することを保障すること。
 - (b) 公務員、軍隊や武装集団の構成員、軍隊に関連した要員、文民警察と法執行官、および司法的と法的専門家に対する訓練を提供し、また、国際人道法、人権法および難民法並びに紛争状況における女性や子どもの保護、特別な必要および人権に関する市民社会および一般市民の間での認識を高め、また完全且つ効果的な遵守を達成すると。
 - (c) 軍隊やその他の関係者に対して出された命令や指令が、適用される国際法と合致していること、またそれらが、例えば、国際人道法の遵守を支える命令義務責任の原則に厳格に従うべきことが核となった、実効的な統制手続きの設置を通して、守られていることを保障すること。
 - (d) 適当な場合には、国際連合平和維持とその他のミッション、並びに国際連合国別現地チームおよび赤十字国際委員会並びに適当な場合には、国際赤十字や赤新月運動の他のメンバーからも、国際人道法、人権法および難民法の訓練および意識向上のための支援を求めること。
8. 安保理の国家特定審議において、武力紛争の当事者が国際人道法、人権法、難民法の遵守に対処することの重要性を強調し、文民の保護に関連する適用可能な国際法の違反容疑に関する情報収集のための、それぞれの状況で用いられる多様な既存措置を留意し、これに関連して、時機にかなった客観的で正確且つ信頼される情報を受領することの重要性を強調する。
9. このために、ジュネーブ諸条約の第1追加議定書の第90条によって設立された国際事実調査委員会を用いることの可能性について審議する。
10. 国際人道法および人権法の重大な違反に対する刑事責任の免除に強く反対することを確認し、またこの文脈において、刑事責任の免除に終止符を打つための関連義務を遵守すること、および違反を予防し、再び起こることを回避し、持続的平和、正義、真実および和解を探求するために、戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪またはその他の国際人道法の重大な違反に責任を有する者を入念に捜査し、訴追する国家の責任を強調する。

11. かかる重大な罪の責任は、国家レベルにおける措置をとること、および国内手続を支援する国際協力を促進することによって保障されねばならないことを想起し、検討対象となりうる国内、国際および「混合」刑事裁判所並びに法廷、および真実と和解委員会、並びに被害者のための国内補償プログラムを含む、幅広い司法および和解メカニズムと制度改革に注意を促し、また刑事責任の免除に終止符を打つ安全保障理事会の役割を強調する。
12. 必要とする者に対する人道的アクセスが促進することに資する環境を促進する安全保障理事会の役割を再確認する。
13. 人道援助の枠組み内で、全ての者にとっての人道性、中立性、不可分性および独立性の人道的原則を支援し且つ尊重する重要性を強調する。
14. 武力紛争の全ての当事者が、武力紛争によって影響を受けた一般市民に対するアクセスを許可しまた促進するために人道要員と協力する重要性を強調する。
15. 安保理の意図を表明する。
 - (a) 武力紛争の当事者が、国際人道法の下で彼らに適用される義務を履行し、文民の保護のために全ての必要な措置を取り、救助移送品、装備および人員の迅速且つ妨害のない通行を促進することを求める。
 - (b) 国連平和維持およびその他の関連ミッションが、必要とあらば、安全、時機にかなった且つ妨害を受けない人道救助の助けとなる条件の創出を支援するように、職務権限を与える。
16. 安保理の意図をさらに表明する。
 - (a) 人道要員に向けられた、故意による全ての暴力行為およびその他の脅迫の形態を継続して非難し、即時に止めるよう要請する。
 - (b) 武力紛争の当事者が、国際人道法の下で彼らに適用される義務を履行し、人道要員および人道救助活動に用いられる移送品を尊重し保護することを求める。
 - (c) 人道要員に対する故意による攻撃に対応して、適切な措置を取る。
17. 事務総長が、組織的な監視および人道アクセスへの制約の分析を継続し、適当な場合、安保理に対する彼の説明と国家特定報告書に見解や勧告を含むことを招請する。
18. 文民保護にあたり平和維持活動が重要な役割を果たしていることに注意して、平和維

持活動の戦略的監督の改良に関する決定を想起し、また、平和維持活動の再考および強化された計画と支援を提供する事務総長の努力に対する安保理の支援を再確認し、さらに、かかる努力を軍隊と警察の提供国やその他の関連利害関係者とのパートナーシップによって、深めることとする安保理の奨励を更新する。

19. 国連平和維持およびその他の関連ミッションの職務権限に、適切な場合および事例ごとに、文民保護に関する規定を含めるという安保理の慣行を再確認し、かかる職務権限の実施にあたって、職務権限を与えられた保護活動が、情報や諜報資金を含む使用可能な能力および資金についての決定に優先権が与えられなければならないことを強調し、また文民の保護は、職務権限として与えられた際、および職務権限の履行に際して、全てのミッションの構成要素の調整された対応が必要となることを認める。
20. また、文民保護を担う平和維持およびその他の関連ミッションが、現場状況の正確且つ信頼できる情報、および関連利害関係者との協議とともになされた、文民およびミッションに対する脅威の現実的な評価に基づいた、明確で達成可能な職務権限が与えられる重要性を再確認し、またさらに、決定の財政的および現地支援の見通しに関し、安全保障理事会がより高い認識をもつ重要性を再確認した現場の文民保護を目的とした前述の職務権限の執行を保障する必要性を強調する。
21. 職務権限起草の初期段階および国際連合平和維持活動およびその他の関連任務の一連の過程において、武力紛争下における、とりわけ女性と子どもの文民保護に必要なものを考慮する必要性を認識したこれに関連して、関連国との関わりや、事務局、部隊および警察提供国、およびその他の関係者との緊密な協議の重要性を強調する。
22. また、文民保護任務の実施にあたっての平和維持ミッションの任務や責任に関し、包括的な業務手引きが必要であることを認識し、事務総長が部隊および警察提供国並びにその他の関係者を含む加盟国と密接に協議し、文民保護の業務構想を作り上げ、その進展について安保理に報告することを要請する。
23. 事務総長が関係者との協議のうえ、文民保護の職務権限が与えられた平和維持任務が、派遣、全任務を見渡した計画の実施、展開前訓練、文民の保護に関する上級指揮官の訓練の実行といった戦略計画に従うことを、保障することを要請し、部隊および警察提供国が、国連平和維持およびその他の関連任務に参加する要員の国連平和維持ミッションにおける HIV/AIDS および性的搾取および虐待のゼロ・トレランスに関する訓練を含む、認識および対応の向上するための適切な訓練に関する規定を保障するように要請する。

24. 事務総長は、保護任務を有する全ての関連平和維持ミッションが、潜在的脅威の評価、危機の対応に関する選択肢、およびリスク緩和策を含む、包括的任務実施計画および緊急事態計画内に包括的保護戦略を含め、全ての関係者の関与および国際連合国別現地チームとの協議のうえ、SRSG の指導力および調整の下で、優先順位、活動および明確な役割と責任を設立することを要請する。
25. 事務総長は、地元共同体に対して国際連合ミッションが、任務に関する適切な情報を提供し、これに関連して、国際連合ミッションと関連人道機関との間の調整を保障するように要請する。
26. すでに実行されている平和維持ミッションと国際連合国別現地チームによる現場の文民保護に関する実行的措置に留意し、事務総長が安保理に提出する次の報告書内に文民保護に関する模範例を含むように要請する。
27. 必要な場合、平和維持任務実施の進展を判断し再検討する際、達成条件を要求する安保理の慣行を再確認しまた関連任務の達成条件に文民の保護に関する進展指針を含めることの重要性を強調する。
28. 経済成長、良い統治、民主主義、法の支配、および人権の保護と尊重をとおして、保護任務実施を促進する包括的アプローチの必要性を強調し、これに関連して、加盟国の協力を促した国際連合主要機関が、一貫した、包括的で調整されたアプローチを取り、互いに自らの職務権限内で協力することの重要性を強調する。
29. 小型武器の過度な集積と不安定効果は、人道援助の供給にかなりの障害となり、紛争を悪化させ長期化させる可能性があり、また平和および安定の再訪に必要な安全および信頼を傷つけることを留意し、武力紛争の当事者が、子どもを含む一般市民を、地雷その他の戦争遺留爆発物からの影響から保護されるように全て可能な予防策をとるよう求め、これに関連して、地雷およびその他の戦争遺留爆発物除去にあたっている国家の努力を国際社会が支援し、また障害者を含む被害者のケア、社会復帰および経済的社会的再統合のための支援を提供するように奨励する。
30. とりわけ平和維持任務の審議中に鍵となる保護の問題のより改良された分析および診断の基礎を提供する実行的道具としての文民保護に関する覚書 (S/PRST/2009/1) の重要性をくり返し表明し、その中に規定されたアプローチを、より一定且つ継続的に、各紛争の特殊な状況を踏まえて実施する必要があることを強調する。

31. 安全保障理事会に、武力紛争下の文民の保護に関する時機にかなった情報を、特にテーマ別国家特定状況報告書および説明を通して提供する、事務総長の重要な役割を認識する。
32. 事務総長が、安保理に提供する国家特定状況に関する報告書に、武力紛争下の文民の保護に関連した、保護関連事件および難民、国内避難民、女性、子どもおよびその他の弱者の保護のニーズに関する特定情報を含む文民の保護および尊重義務実施のために武力紛争の当事者が取った行動を含む、より包括的且つ詳細な情報を含むことを要請する。
33. 報告の合理化および国連平和維持およびその他のミッションの保護任務の実施の安保理による監視と監督促進を目的として、事務総長が、国連平和維持およびその他の関連任務における武力紛争下の文民の保護に関する報告のための手引書を策定することを要請する。
34. 武力紛争下の文民保護を改善するために、国際連合、赤十字国際委員会および地域機構を含むその他の関連組織との間で協議し協力することの重要性を強調する。
35. 事務総長が、武力紛争下の文民保護に関する次の報告書を 2010 年 11 月までに提出するように要請する。
36. この問題に引き続き取り組むことを決定する。